

射水市教育委員会 1 月定例会次第

日 時 令和 7 年 1 月 2 4 日（金）

臨時会終了後

場 所 本庁舎会議室 2 0 1

1 会議録の承認

2 議案

- | | | |
|-----------------------------|---------|------|
| （1）射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について | （学校教育課） | 資料 1 |
| （2）射水市少年育成センター規則の廃止について | （学校教育課） | 資料 2 |
| （3）射水市少年育成センター補導規程の廃止について | （学校教育課） | 資料 3 |
| （4）射水市教育委員会処務規程等の一部改正について | （学校教育課） | 資料 4 |

3 各課等の連絡事項及び報告事項

- | | | |
|---|--------------|------|
| （1）令和 6 年度いみず夢づくり授業実施概要について | （学校教育課） | 資料 5 |
| （2）コミュニティ・スクール推進連絡会 実施要項 | （学校教育課） | 資料 6 |
| （3）第 8 回射水市学校部活動在り方検討会 会議概要 | （学校教育課） | 資料 7 |
| （4）地おこフェスティバル～アランマーレ富山パブリックビューイング～
の開催について | （生涯学習・スポーツ課） | 資料 8 |
| （5）教育委員会行事予定 | | 資料 9 |

4 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

2 月 1 9 日（水） 午後 3 時から 定例会 市庁舎 4 0 1 会議室

議案第 2 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 2 4 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 金 谷 真

射水市教育委員会規則第 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会事務局組織規則(平成 2 1 年教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(事務分掌)

第 5 条 第 2 条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。

課	事務分掌
学校教育課	教育委員会の会議に関すること。
	総合教育会議に関すること。
	公告式及び公印保管に関すること。
	褒賞、寄附に関すること。
	事務局各課との連絡に関すること。
	事務局及び市教育機関の人事補助に関すること。
	就学前教育に関すること。
	学校施設の整備・計画に関すること。
	学校施設の保守・修繕に関すること。
	教育関係調査、統計に関すること。
	奨学金に関すること。
	幼稚園の教育指導に関すること。
	学校の運営及び指導に関すること。
	学校の組織再編、教育課程、学習指導及び生徒指導並びに教職員の研修指導に関すること。

	児童生徒の就学及び転出入等に関すること。
	児童生徒の就学援助に関すること。
	特別支援教育奨励に関すること。
	通学区域に関すること。
	学校給食及び射水市学校給食センターに関すること。
	学校保健及び環境衛生に関すること。
	教科書、図書及び教材器具に関すること。
	射水市教育センターに関すること。
	事務局他課に属さない事項の処理に関すること。
生涯学習・スポーツ課	射水市社会教育委員会議及び生涯学習推進会議に関すること。
	生涯学習に関すること。
	家庭教育に関すること。
	青少年教育に関すること。
	成人教育に関すること。
	生涯学習施設の維持管理運営及び委託に関すること。
	社会教育団体の指導育成に関すること。
	文化財保護に関すること。
	埋蔵文化財の保護に関すること。
	射水市文化財審議会に関すること。
	史跡等の保存、管理に関すること。
	射水市スポーツ推進審議会に関すること。
	スポーツ施設の維持管理運営及び委託に関すること。
	スポーツ推進事業及び PR に関すること。
	スポーツ関係団体に関すること。
	スポーツ施設の使用料金に関すること。
	スポーツ関係調査、統計に関すること。
	その他生涯学習、文化財、スポーツ推進に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

(説明)

令和 7 年 3 月 3 1 日をもって射水市少年育成センターを廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

事務分掌から射水市少年育成センターに関する項目を削除するもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

射水市教育委員会事務局組織規則(平成21年射水市教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）																							
（事務分掌） 第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。 学校教育課 - 教育委員会の会議に関すること。 - 総合教育会議に関すること。 - 公告式及び公印保管に関すること。 - 褒賞、寄附に関すること。 - 事務局各課との連絡に関すること。 - 事務局及び市教育機関の人事補助に関すること。 - 就学前教育に関すること。 - 学校施設の整備・計画に関すること。 - 学校施設の保守・修繕に関すること。 - 教育関係調査、統計に関すること。 - 奨学金に関すること。 - 幼稚園の教育指導に関すること。 - 学校の運営及び指導に関すること。 - 学校の組織再編、教育課程、学習指導及び生徒指導並びに教職員の研修指導に関すること。 - 児童生徒の就学及び転出入等に関すること。 - 児童生徒の就学援助に関すること。 - 特別支援教育奨励に関すること。 - 通学区域に関すること。 - 学校給食及び射水市学校給食センターに関すること。 - 学校保健及び環境衛生に関すること。 - 教科書、図書及び教材器具に関すること。	（事務分掌） 第5条 <u>第2条に規定する課</u>の事務分掌は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>課</th><th>事務分掌</th></tr> <tr> <td rowspan="20">学校教育課</td><td>教育委員会の会議に関すること。</td></tr> <tr> <td>総合教育会議に関すること。</td></tr> <tr> <td>公告式及び公印保管に関すること。</td></tr> <tr> <td>褒賞、寄附に関すること。</td></tr> <tr> <td>事務局各課との連絡に関すること。</td></tr> <tr> <td>事務局及び市教育機関の人事補助に関すること。</td></tr> <tr> <td>就学前教育に関すること。</td></tr> <tr> <td>学校施設の整備・計画に関すること。</td></tr> <tr> <td>学校施設の保守・修繕に関すること。</td></tr> <tr> <td>教育関係調査、統計に関すること。</td></tr> <tr> <td>奨学金に関すること。</td></tr> <tr> <td>幼稚園の教育指導に関すること。</td></tr> <tr> <td>学校の運営及び指導に関すること。</td></tr> <tr> <td>学校の組織再編、教育課程、学習指導及び生徒指導並びに教職員の研修指導に関すること。</td></tr> <tr> <td>児童生徒の就学及び転出入等に関すること。</td></tr> <tr> <td>児童生徒の就学援助に関すること。</td></tr> <tr> <td>特別支援教育奨励に関すること。</td></tr> <tr> <td>通学区域に関すること。</td></tr> <tr> <td>学校給食及び射水市学校給食センターに関すること。</td></tr> <tr> <td>学校保健及び環境衛生に関すること。</td></tr> </table>	課	事務分掌	学校教育課	教育委員会の会議に関すること。	総合教育会議に関すること。	公告式及び公印保管に関すること。	褒賞、寄附に関すること。	事務局各課との連絡に関すること。	事務局及び市教育機関の人事補助に関すること。	就学前教育に関すること。	学校施設の整備・計画に関すること。	学校施設の保守・修繕に関すること。	教育関係調査、統計に関すること。	奨学金に関すること。	幼稚園の教育指導に関すること。	学校の運営及び指導に関すること。	学校の組織再編、教育課程、学習指導及び生徒指導並びに教職員の研修指導に関すること。	児童生徒の就学及び転出入等に関すること。	児童生徒の就学援助に関すること。	特別支援教育奨励に関すること。	通学区域に関すること。	学校給食及び射水市学校給食センターに関すること。	学校保健及び環境衛生に関すること。
課	事務分掌																							
学校教育課	教育委員会の会議に関すること。																							
	総合教育会議に関すること。																							
	公告式及び公印保管に関すること。																							
	褒賞、寄附に関すること。																							
	事務局各課との連絡に関すること。																							
	事務局及び市教育機関の人事補助に関すること。																							
	就学前教育に関すること。																							
	学校施設の整備・計画に関すること。																							
	学校施設の保守・修繕に関すること。																							
	教育関係調査、統計に関すること。																							
	奨学金に関すること。																							
	幼稚園の教育指導に関すること。																							
	学校の運営及び指導に関すること。																							
	学校の組織再編、教育課程、学習指導及び生徒指導並びに教職員の研修指導に関すること。																							
	児童生徒の就学及び転出入等に関すること。																							
	児童生徒の就学援助に関すること。																							
	特別支援教育奨励に関すること。																							
	通学区域に関すること。																							
	学校給食及び射水市学校給食センターに関すること。																							
	学校保健及び環境衛生に関すること。																							

(22) 射水市教育センターに関すること。 (23) 射水市少年育成センターに関すること。 (24) 事務局他課に属さない事項の処理に関すること。 生涯学習・スポーツ課 (1) 射水市社会教育委員会議及び生涯学習推進会議に関すること。 (2) 生涯学習に関すること。 (3) 家庭教育に関すること。 (4) 青少年教育に関すること。 (5) 成人教育に関すること。 (6) 生涯学習施設の維持管理運営及び委託に関すること。 (7) 社会教育団体の指導育成に関すること。 (8) 文化財保護に関すること。 (9) 埋蔵文化財の保護に関すること。 (10) 射水市文化財審議会に関すること。 (11) 史跡等の保存、管理に関すること。 (12) 射水市スポーツ推進審議会に関すること。 (13) スポーツ施設の維持管理運営及び委託に関すること。 (14) スポーツ推進事業及びPRに関すること。 (15) スポーツ関係団体に関すること。 (16) スポーツ施設の使用料金に関すること。 (17) スポーツ関係調査、統計に関すること。 (18) その他生涯学習、文化財、スポーツ推進に関すること。		教科書、図書及び教材器具に関すること。
		射水市教育センターに関すること。
		事務局他課に属さない事項の処理に関すること。
	生涯学習・スポーツ課	射水市社会教育委員会議及び生涯学習推進会議に関すること。
		生涯学習に関すること。
		家庭教育に関すること。
		青少年教育に関すること。
		成人教育に関すること。
		生涯学習施設の維持管理運営及び委託に関すること。
		社会教育団体の指導育成に関すること。
		文化財保護に関すること。
		埋蔵文化財の保護に関すること。
		射水市文化財審議会に関すること。
		史跡等の保存、管理に関すること。
		射水市スポーツ推進審議会に関すること。
		スポーツ施設の維持管理運営及び委託に関すること。
		スポーツ推進事業及びPRに関すること。
		スポーツ関係団体に関すること。
		スポーツ施設の使用料金に関すること。
		スポーツ関係調査、統計に関すること。
		その他生涯学習、文化財、スポーツ推進に関すること。
附 則		
この規則は、令和7年4月1日から施行する。		

議案第 3 号

射水市少年育成センター規則の廃止について

射水市少年育成センター規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 4 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 金 谷 真

射水市教育委員会規則第 号

射水市少年育成センター規則を廃止する規則

射水市少年育成センター規則(平成 1 7 年教育委員会規則第 2 8 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

射水市少年育成センター規則の廃止について

(説明)

令和 7 年 3 月 3 1 日をもって射水市少年育成センターを廃止することに伴い、射水市少年育成センター規則を廃止するもの。

1 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 4 号

射水市少年育成センター補導規程の廃止について

射水市少年育成センター補導規程を廃止する。

令和 7 年 1 月 2 4 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 金 谷 真

射水市教育委員会告示第 号

射水市少年育成センター補導規程(平成 1 7 年教育委員会告示第 3 号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

射水市少年育成センター補導規程の廃止について

(説明)

令和 7 年 3 月 3 1 日をもって射水市少年育成センターを廃止することに伴い、射水市少年育成センター補導規程を廃止するもの。

1 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 5 号

射水市教育委員会処務規程等の一部改正について

射水市教育委員会処務規程等の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 2 4 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 金 谷 真

射水市教育委員会訓令第 号

射水市教育委員会

教育長

事務局

出先機関

教育機関

射水市教育委員会処務規程等の一部を改正する訓令

(射水市教育委員会処務規程の一部改正)

第 1 条 射水市教育委員会処務規程(平成 1 7 年教育委員会訓令第 1 号)の一部
を次のように改正する。

別表少年育成センターの項を削る。

(射水市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第 2 条 射水市教育委員会事務専決規程(平成 1 7 年教育委員会訓令第 2 号)の
一部を次のように改正する。

別表 1 中「視聴覚ライブラリー館長」及び「竹内源造記念館館長」を削る。

(射水市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第 3 条 射水市教育委員会事務専決規程(平成 1 7 年教育委員会訓令第 2 号)の
一部を次のように改正する。

別表 1 中「少年育成センター所長」を削る。

(射水市教育委員会公印規程の一部改正)

第4条 射水市教育委員会公印規程(平成17年教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表1 職印の部を次のように改める。

職 印	教育長印	カ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学校教育課長	1
	事務局長印	キ	21	てん書	事務局長名をもってする文書	学校教育課長	1
	学校長印	ク	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各1
	学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書(賞状用)	学校長	各1
	幼稚園長印	ケ	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各1
	幼稚園長印		30	てん書	幼稚園名をもってする文書(賞状用)	幼稚園長	各1
	図書館長印	コ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1
	教育長職務代理者印	サ	21	かい書	教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において職務を代理するときに用いる文書	学校教育課長	1
	課長印	シ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各1
	教育センター所長印	ス	21	てん書	教育センター所長名をもってする文書	教育センター所長	1
	学校給食センター所長印	セ	21	てん書	学校給食センター所長名をもってする文書	学校給食センター所長	1

少年育成センター所長印	ソ	21	てん書	少年育成センター所長名をもってする文書	少年育成センター所長	1
博物館長印	タ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1
交流センター所長印	チ	21	てん書	交流センター所長名をもってする文書	所長	1
文化財審議会会長印	ツ	21	てん書	文化財審議会会長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
生徒指導協議会印	テ	21	てん書	生徒指導協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
教科書採択協議会印	ト	21	てん書	教科書採択協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
社会教育委員会議印	ナ	21	てん書	社会教育委員会議名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
社会教育委員会議議長印	ニ	21	てん書	社会教育委員会議議長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
通学区域審議会会長印	ヌ	21	てん書	通学区域審議会会長名をもってする文書	学校教育課長	1
博物館長代理印	ネ	21	てん書	博物館長代理名をもってする文書	博物館長代理	1

別表 2 中様式ツを削り、様式テから様式ノまでを 1 様式ずつ繰り上げる。

(射水市教育委員会公印規程の一部改正)

第 5 条 射水市教育委員会公印規程(平成 17 年教育委員会訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 職印の部を次のように改める。

職 印	教育長印	カ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学 校 教 育 課 長	1
	事務局長印	キ	21	てん書	事務局長名をもってする文書	学 校 教 育 課 長	1
	学校長印	ク	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各 1
	学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書(賞状用)	学校長	各 1
	幼稚園長印	ケ	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各 1
	幼稚園長印		30	てん書	幼稚園名をもってする文書(賞状用)	幼稚園長	各 1
	図書館長印	コ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1
	教育長職務 代理者印	サ	21	かい書	教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において職務を代理するときに用いる文書	学 校 教 育 課 長	1
	課長印	シ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各 1
	教育センター 所長印	ス	21	てん書	教育センター所長名をもってする文書	教 育 セ ン タ ー 所 長	1
	学校給食セ ンター所長 印	セ	21	てん書	学校給食センター所長名をもってする文書	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	1
	博物館長印	ソ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1
	交流センタ ー所長印	タ	21	てん書	交流センター所長名をもってする文書	所長	1

文化財審議会 会長印	チ	21	てん書	文化財審議会会長名を もってする文書	生涯学習・ス ポーツ課長	1
生徒指導協 議会印	ツ	21	てん書	生徒指導協議会名を もってする文書	学 校 教 育 課 長	1
教科書採択 協議会印	テ	21	てん書	教科書採択協議会名 をもってする文書	学 校 教 育 課 長	1
社会教育委 員会議印	ト	21	てん書	社会教育委員会議名 をもってする文書	生涯学習・ス ポーツ課長	1
社会教育委 員会議議長 印	ナ	21	てん書	社会教育委員会議議 長名をもってする文 書	生涯学習・ス ポーツ課長	1
通学区域審 議会長印	ニ	21	てん書	通学区域審議会長名 をもってする文書	学 校 教 育 課 長	1
博物館長代 理印	ヌ	21	てん書	博物館長代理名をも ってする文書	博 物 館 長 代 理	1

別表 2 中様式ソを削り、様式タから様式ネまでを 1 様式ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令中第 2 条及び第 4 条の規定は、公表の日から、第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

射水市教育委員会処務規程等の一部改正について

(説明)

令和 7 年 3 月 3 1 日をもって射水市少年育成センターを廃止すること等に
に伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 射水市少年育成センターを廃止することに伴い、所要の改正を行
うもの。

第 1 条関係 射水市教育委員会処務規程に関するもの

第 3 条関係 射水市教育委員会事務専決規程に関するもの

第 5 条関係 射水市教育委員会公印規程に関するもの

(2) その他例規整備

第 2 条関係 射水市教育委員会事務専決規程に関するもの

第 4 条関係 射水市教育委員会公印規程に関するもの

2 施行期日

第 2 条及び第 4 条の規定は、公表の日から、第 1 条、第 3 条及び第 5 条
の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【第1条関係】

射水市教育委員会処務規程(平成17年射水市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)	
名称	記号	名称	記号
学校教育課～学校給食センター	(略)	学校教育課～学校給食センター	(略)
少年育成センター	射教少		
中央図書館～大門中学校	(略)	中央図書館～大門中学校	(略)
		附 則 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。	

【第2条関係】

射水市教育委員会事務専決規程(平成17年射水市教育委員会訓令第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
別表1(第2条関係) 教育センター所長 学校給食センター所長 中央図書館長 <u>視聴覚ライブラリー館長</u> 少年育成センター所長 博物館長 下村交流センター所長 <u>竹内源造記念館館長</u>	別表1(第2条関係) 教育センター所長 学校給食センター所長 中央図書館長 少年育成センター所長 博物館長 下村交流センター所長 附 則 この訓令は、公表の日から施行する。

【第3条関係】

射水市教育委員会事務専決規程(平成17年射水市教育委員会訓令第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
別表1(第2条関係) 教育センター所長 学校給食センター所長 中央図書館長 <u>少年育成センター所長</u> 博物館長 下村交流センター所長	別表1(第2条関係) 教育センター所長 学校給食センター所長 中央図書館長 博物館長 下村交流センター所長 附 則 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

【第4条関係】

射水市教育委員会公印規程(平成17年射水市教育委員会訓令第3号)新旧対照表

現行								改正後（案）							
別表1(第3条関係)								別表1(第3条関係)							
職印	教育長印	カ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学校教育課長	1	職印	教育長印	カ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学校教育課長	1
	事務局長印	キ	21	てん書	事務局長名をもってする文書	学校教育課長	1		事務局長印	キ	21	てん書	事務局長名をもってする文書	学校教育課長	1
	学校長印	ク	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各1		学校長印	ク	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各1
	学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書(賞状用)	学校長	各1		学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書(賞状用)	学校長	各1
	幼稚園長印	ケ	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各1		幼稚園長印	ケ	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各1
	幼稚園長印		30	てん書	幼稚園名をもってする文書(賞状用)	幼稚園長	各1		幼稚園長印		30	てん書	幼稚園名をもってする文書(賞状用)	幼稚園長	各1
	図書館長印	コ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1		図書館長印	コ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1
	教育長職務代理者印	サ	21	かい書	教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において職務を代理するときに用いる文書	学校教育課長	1		教育長職務代理者印	サ	21	かい書	教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において職務を代理するときに用いる文書	学校教育課長	1
	課長印	シ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各1		課長印	シ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各1
	教育センター所長印	ス	21	てん書	教育センター所長名をもってする文書	教育センター所長	1		教育センター所長印	ス	21	てん書	教育センター所長名をもってする文書	教育センター所長	1
	学校給食センター所長印	セ	21	てん書	学校給食センター所長名をもってする文書	学校給食センター所長	1		学校給食センター所長印	セ	21	てん書	学校給食センター所長名をもってする文書	学校給食センター所長	1
	少年育成センター所長印	ソ	21	てん書	少年育成センター所長名をもってする文書	少年育成センター所長	1		少年育成センター所長印	ソ	21	てん書	少年育成センター所長名をもってする文書	少年育成センター所長	1
	博物館長印	タ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1		博物館長印	タ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1
	交流センター所長印	チ	21	てん書	交流センター所長名をもってする文書	所長	1		交流センター所長印	チ	21	てん書	交流センター所長名をもってする文書	所長	1
	竹内源造記念館館長印	ヅ	21	てん書	記念館館長名をもってする文書	館長	1								
	文化財審議会会長印	テ	21	てん書	文化財審議会会長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1		文化財審議会会長印	ヅ	21	てん書	文化財審議会会長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1

生徒指導協議会印	ト	21	てん書	生徒指導協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
教科書採択協議会印	ナ	21	てん書	教科書採択協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
社会教育委員会議印	ニ	21	てん書	社会教育委員会議名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
社会教育委員会議議長印	ヌ	21	てん書	社会教育委員会議議長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
通学区域審議会長印	ネ	21	てん書	通学区域審議会長名をもってする文書	学校教育課長	1
博物館長代理印	ノ	21	てん書	博物館長代理名をもってする文書	博物館長代理	1
附 則 この訓令は、公表の日から施行する。						

【第5条関係】

射水市教育委員会公印規程(平成17年射水市教育委員会訓令第3号)新旧対照表

現行								改正後（案）							
別表1(第3条関係)								別表1(第3条関係)							
職印	教育長印	カ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学校教育課長	1	職印	教育長印	カ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学校教育課長	1
	事務局長印	キ	21	てん書	事務局長名をもってする文書	学校教育課長	1		事務局長印	キ	21	てん書	事務局長名をもってする文書	学校教育課長	1
	学校長印	ク	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各1		学校長印	ク	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各1
	学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書(賞状用)	学校長	各1		学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書(賞状用)	学校長	各1
	幼稚園長印	ケ	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各1		幼稚園長印	ケ	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各1
	幼稚園長印		30	てん書	幼稚園名をもってする文書(賞状用)	幼稚園長	各1		幼稚園長印		30	てん書	幼稚園名をもってする文書(賞状用)	幼稚園長	各1
	図書館長印	コ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1		図書館長印	コ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1
	教育長職務代理者印	サ	21	かい書	教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において職務を代理するときに用いる文書	学校教育課長	1		教育長職務代理者印	サ	21	かい書	教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において職務を代理するときに用いる文書	学校教育課長	1
	課長印	シ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各1		課長印	シ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各1
	教育センター所長印	ス	21	てん書	教育センター所長名をもってする文書	教育センター所長	1		教育センター所長印	ス	21	てん書	教育センター所長名をもってする文書	教育センター所長	1
	学校給食センター所長印	セ	21	てん書	学校給食センター所長名をもってする文書	学校給食センター所長	1		学校給食センター所長印	セ	21	てん書	学校給食センター所長名をもってする文書	学校給食センター所長	1
	少年育成センター所長印	ソ	21	てん書	少年育成センター所長名をもってする文書	少年育成センター所長	1		_____	—	—	_____	_____	_____	—
	博物館長印	タ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1		博物館長印	ㇿ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1
	交流センター所長印	チ	21	てん書	交流センター所長名をもってする文書	所長	1		交流センター所長印	ㇿ	21	てん書	交流センター所長名をもってする文書	所長	1
	文化財審議会会長印	ツ	21	てん書	文化財審議会会長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1		文化財審議会会長印	ㇿ	21	てん書	文化財審議会会長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1

生徒指導協議会印	テ	21	てん書	生徒指導協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
教科書採択協議会印	ト	21	てん書	教科書採択協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
社会教育委員会議印	ナ	21	てん書	社会教育委員会議名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
社会教育委員会議議長印	ニ	21	てん書	社会教育委員会議議長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
通学区域審議会長印	ヌ	21	てん書	通学区域審議会長名をもってする文書	学校教育課長	1
博物館長代理印	ネ	21	てん書	博物館長代理名をもってする文書	博物館長代理	1
附 則 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。						

令和6年度いみず夢づくり授業 実施概要

1 目 的

本市にゆかりがあり、様々な分野の第一線で活躍されている方を市内中学校に講師としてお招きし授業をしていただくことで、生徒が将来の夢や自分の生き方を考える機会とする「いみず夢づくり授業」を実施する。

2 対象校・開催日時等

(1) 新湊中学校 (校長：吉野 長武)

日 時 令和7年2月6日(木) 午後2時20分～午後3時10分

対象者 1学年(66名)・2学年(62名) 計128名

場 所 3Fふれあいホール

(2) 新湊南部中学校(校長：加藤 豊)

日 時 令和7年2月14日(金) 午後1時30分～午後2時20分

対象者 2学年(70名)

場 所 大講義室

3 講師紹介

一般社団法人とやまのめ 代表理事 中谷 幸葉(なかや こうよう)さん



- プロフィール -

1992年 茨城県生まれ 早稲田大学スポーツ科学部卒業後、三菱東京UFJ銀行に就職。

その後富山県へIターン。射水市にある築100年の古民家に移住し、一般社団法人とやまのめを設立。約60名の仲間と共に、地域や社会課題の解決に挑戦する。

アグリスポーツやウニとやさいクルプロジェクト等が進行中。

現在は、富山で唯一のスプラウト農家を事業承継し、農家となる。夢は射水で学校をつくること。

4 テーマ

「皆さんの夢って何ですか?～失敗から学ぶしくじり先生～」

5 授業の流れ(約50分)

(1) 講師紹介 (2) 講 演 40分 (3) 質疑等

コミュニティ・スクール推進連絡会 実施要項

1 目的

学校と地域が連携・協働して様々な活動を行うコミュニティ・スクールの推進を図るため、先進地の活動状況や各校での取り組みを学び、情報交換を行うことにより、特色ある学校運営や教育活動につなげていくことを目的とする。

2 参加者

各校 4 名 学校運営協議会委員 1 名、学校支援コーディネーター 1 名
管理職 1 名 + 1 名 計 4 名
21 校 約 84 名

3 日 時 令和 7 年 2 月 5 日（水） 15：00～16：30

4 会 場 射水市役所 会議室 302・303・304

5 内 容 ※時間は目安

（1）開会の挨拶 15:00～15:05

（2）視察報告 15:05～15:20

塚原小学校 小島 秀樹 校長

射北中学校 高信 智加子 校長

（3）実践発表 15:20～15:35

大島小学校 学校支援コーディネーター

井相田 礼子、小島 恵、田守 立子

（4）情報交換・熟議 15:40～16:20

（5）今後の活動について 16:20～16:30

第 8 回射水市学校部活動在り方検討会 会議概要

日 時：令和 6 年 12 月 16 日（月）

午後 3 時 30 分

場 所：射水市役所会議室 4 0 1

1 報告事項

(1) 令和 6 年度実施モデル 9 部活動の活動状況について

休日の学校部活動の地域展開については、令和 6 年度より新たに 3 部活動（ソフトボール、バレーボール、美術）を開始

年度	対象部活動
令和 4 年度	バスケットボール、剣道、柔道
令和 5 年度	バスケットボール、剣道、柔道 ハンドボール、卓球、ソフトテニス
令和 6 年度	バスケットボール、剣道、柔道 ハンドボール、卓球、ソフトテニス ソフトボール、バレーボール、美術

(2) モデル 8 部活動の中間報告（アンケート結果）について

生徒・保護者：送迎の負担や活動機会の少なさ等の意見はあるが、全体の満足度は昨年度と比較し
上昇傾向にある。

顧問：休日の対応や金銭的な面等の負担が軽減されたとの回答が多数あった。

指導者：生徒への指導面（マナー等の指導や生徒同士の関係等）で不安をもつ指導者が多い。

(3) 令和 7 年度実施モデル部活動について

当初の計画に沿い、令和 7 年度末までにすべての休日の学校部活動を移行する。

2 協議事項

(1) 令和 8 年度以降の学校部活動の在り方について

文部科学省実行会議の中間とりまとめでは、令和 8 年度以降の 6 年間を次期改革期間として、すべての休日の学校部活動を地域展開し、平日も含めた改革を推進する方向性が公表された。

この公表を受け、本市の学校部活動の今後の在り方及び目指す姿について意見交換を行った。

資料〇 地おこフェスティバル～アランマーレ富山パブリックビューイング～の開催について

本市で活動する地域おこし協力隊（地おこ）が、それぞれの分野で“いみずの魅力”を集め、一致団結して射水市を盛り上げていく「地おこフェスティバル」をはじめて開催します。今回の地おこフェスティバルでは、いみずの魅力を応援の力に変え、本市を拠点に活動する女子ハンドボールチーム「アランマーレ富山」へエールを送ります。

1 イベント概要

(1) 日程：令和 7 年 2 月 22 日(土)10:30～14:30

① 雷鳥のみんなで笑っちゃいまショー 11:00～12:00

② アランマーレ富山パブリックビューイング 12:30～14:30

③ いみずの魅力満載ブース 10:30～14:30

当日、万葉線を利用して来場された場合、半額チケットを進呈。

(2) 会場：クロスベイ新湊（射水市本町二丁目 10 番 30 号）

(3) 内容

① 雷鳥のみんなで笑っちゃいまショー

射水市出身・在住のお笑いコンビ「雷鳥」によるいみずの魅力いっぱい！
笑いありプレゼントありのステージ。みんなで楽しむ 1 時間。

② アランマーレ富山パブリックビューイング

MC：射水ケーブルネットワークアナウンサー 木村 夏樹 さん

●試合前解説

スポーツ推進コーディネーターによるチーム・注目選手の紹介、ハンドボールのルール説明など初めてでも楽しめる解説を行います。

●試合 ※13 時試合開始

対戦相手：飛騨高山ブラックブルズ岐阜

試合会場：飛騨高山ビッグアリーナ（岐阜県）

●ハーフタイム抽選会

アランマーレ富山の選手のサイン入りグッズが当たる抽選会。

③ いみずの魅力満載ブース

いみずの魅力満載の美味しい食べ物や楽しいブースを隊員がプロデュースします。

【公共交通ブース】

のるーと射水、べいかーと・べいとらいく、万葉線の PR

【まちづくり・移住定住ブース】

射水市内で活動している飲食店等による飲食の販売

【スポーツ推進ブース】

アランマーレ富山の PR

2 地域おこし協力隊について

地域活性化の仕事に意欲のある人材が、都市部から移住し、さまざまな「地域協力活動」を行いながらその地域への定住・定着を図る取組です。

本市には現在、以下の 5 名が在籍中（着任順）。

- ・国際交流コーディネーター 陳 啓徳（ちん けいとく）さん 2020 年 6 月～
- ・スポーツ推進コーディネーター 小林 雄大（こばやし ゆうだい）さん 2023 年 4 月～
- ・公共交通コーディネーター 朽木 亮介（くちき りょうすけ）さん 2024 年 1 月～
- ・まちづくりコーディネーター 荒城 達也（あらき たつや）さん 2024 年 3 月～
- ・移住コーディネーター 池田 幸哉（いけだ こうや）さん 2024 年 12 月～

PRESENTED BY

射水市地域
おこし協力
隊

申込み不要・入場無料



地おことは？



地おこフェスHP



いみずの魅力を応援のカーニバル！

1 地おこFESTIVAL

アランマールレ富山

パブリックビューイング

2.22 (土)

📍 クロスベイ新湊

(駐車場は4時間まで無料)

🕒 10:30 ~ 14:30

イベント当日に万葉線を利用して来場された場合、半額チケットを進呈します！



MC 木村 夏樹 アナウンサー



雷鳥のみんなで笑っちゃいまショー

🕒 11:00 ~ 12:00

射水市出身・在住のお笑いコンビ「雷鳥」によるいみずの魅力いっぱい！笑いありプレゼントありのステージ。みんなで楽しむ1時間。

パブリックビューイング

🕒 12:30 ~ 13:00 試合前解説
🕒 13:00 ~ 14:30 試合
🕒 13:30 ~ 14:45 ハーフタイム抽選会

飛騨高山ブラックブルズ岐阜戦をみんなで観戦しよう！

いみずの魅力満載ブース

🕒 10:30 ~ 14:30

いみずの魅力満載の美味しい食べ物や楽しいブースが大集合！

詳細は地おこフェスHPをご覧ください

主催 射水市地域おこし協力隊

協力 ICN いみずケーブルネットワーク



お問合せ先

射水市地域おこし協力隊
スポーツ推進コーディネーター 小林

☎ 0766-51-6637 (生涯学習・スポーツ課)

令和 7 年 2 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	土					
2	日	11:00	救急薬品市民交流プラザ	公益財団法人射水市スポーツ協会優秀選手・指導者部門表彰式	生涯学習・スポーツ課	○
3	月	9:30 11:10	議場等	子ども議会体験プログラム(大門小)	学校教育課	
4	火					
5	水	11:05	議場等	子ども議会体験プログラム(片口小)	学校教育課	
6	木	14:20	新湊中学校	いみず夢づくり授業	学校教育課	教育長
7	金	15:30	会議室302	射水市教育委員会表彰式	学校教育課	○
8	土					
9	日	9:30	アルビス小杉総合体育センター	市スポーツ少年団冬季スポーツレクリエーション大会	生涯学習・スポーツ課	教育長
10	月	9:20	議場等	子ども議会体験プログラム(小杉小)	学校教育課	
11	火	9:30	大門総合体育館	ムズムズトレーニング教室	生涯学習・スポーツ課	
12	水					
13	木	9:30 11:10	議場等	子ども議会体験プログラム(大門小)	学校教育課	
14	金	9:00	会議室401	第4回小中学校長会	学校教育課	教育長
14	金	13:30	新湊南部中学校	いみず夢づくり授業	学校教育課	教育長
15	土					
16	日					
17	月					
18	火					
19	水	10:00	会議室306	射水市文化財審議会	生涯学習・スポーツ課	教育長
19	水	15:00	会議室401	定例教育委員会	学校教育課	○
20	木					
21	金					
22	土	10:30	クロスベイ新湊	地おこフェスティバル～アランマーレ富山パブリックビューイング～	生涯学習・スポーツ課	
23	日					
24	月					
25	火					
26	水					
27	木					
28	金					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
2/1	2/13	新湊図書館	「縁起がいいもの」【一般書】 「オニの本」【児童書】	2/1	2/18	中央図書館	「知ってください小児がんのコト」展

令和 7 年 3 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木					
7	金					
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水					
13	木		市内中学校	卒業式	学校教育課	○
14	金					
15	土					
16	日					
17	月					
18	火		市内小学校	卒業式	学校教育課	○
19	水					
20	木					
21	金		右記小学校	修了式(放生津小、新湊小)	学校教育課	
22	土					
23	日	9:00	新湊小学校	射水市立新湊小学校閉校式	学校教育課	○
23	日	10:40	放生津小学校	射水市立放生津小学校閉校式	学校教育課	○
24	月		右記小中学校	修了式(放生津小、新湊小以外)	学校教育課	
25	火					
26	水					
27	木					
28	金					
29	土					
30	日					
31	月					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名